

警報発令時の対応について

1 平常授業並びに学校行事

① 午前6時30分現在

気象庁より、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪のいずれか（以下、警報という）が、淡路市、洲本市、南あわじ市のいずれかに発令されている場合、全校生は自宅待機とする。

② 午前9時現在

- ・上記①の警報が同地域に継続して発令中の場合は臨時休業とする。
- ・午前9時までに解除になった場合は、13時10分よりショートホームルームを行い、授業は第5校時から開始する。

③ 淡路市、洲本市、南あわじ市以外に居住する生徒については、淡路島内に警報が発令されていない状況であっても午前6時30分現在、「居住する地域」または「通学路を含む地域」に警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前9時現在になっても警報が発令中の場合は、公欠とする。

2 定期考査

淡路市、洲本市、南あわじ市、神戸市、明石市（以下「所定地域」とする）のいずれかに午前6時30分現在、警報が発令されている場合は臨時休業とする。

「所定地域」以外に居住する生徒については、これらの地域に警報が発令されていない状況であっても午前6時30分現在、「居住する地域」または「通学路を含む地域」に警報が発令されている場合は、公欠とする。

H30.9.3 より施行